

東京圏から甲府市へ

単身 **60万円**

世帯(2人以上) **100万円**

さらに！子ども1人につき

100万円加算

甲府市移住支援金制度

要件1 すべて

●●●
すべて当てはまる方が対象

- 1 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住、または東京圏に在住し東京23区内へ通勤・通学していた
- 2 移住する直前に連続して1年以上東京23区内に在住、または東京圏に在住し、東京23区内へ通勤・通学していた
※東京圏…東京、神奈川、千葉、埼玉(一部除外地域あり)
※雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者に限る
- 3 申請時に転入日より1年以内であること
- 4 申請日から5年以上甲府市に住み続ける意思があること

要件2 いずれか

●●●●
いずれか当てはまる方が対象

- 1 山梨県移住支援・就業マッチングサイトに掲載されている支援金対象求人に応募して新規就業した
- 2 プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した
- 3 やまなし地域課題解決型起業支援金の交付が決定している
- 4 移住元の仕事をテレワークで継続している

書式のダウンロードや制度の詳細は、こちらをご覧ください▶



お問い合わせ

甲府市役所 自治体連携課移住定住係 (甲府市役所本庁舎6階)

TEL.055-237-5319 FAX.055-220-6938

提出書類、交付までの流れなどは裏面へ▶▶▶

必ず提出いただくもの

- ① 甲府市移住支援金交付申請書【第1号様式】
 - ② 本人確認書類の写し(下記一覧参照)
 - ③ 住民票の除票[※]又は本籍地で取得した戸籍の附票 移住前の該当の在住期間及び在住地が確認できるもの
 - ④ 市税(区税)の滞納がないことを証明する書類[※] 最新年度及び前年度の計2年度分
- ※ 世帯で申請する場合は世帯全員分の書類が必要です

本人確認書類

★ 1点確認で大丈夫なもの(写真付き)

・運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カードなど、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証及び証明書

★ 2点以上必要となるもの(Aの中から2点、またはAとBの2点による組み合わせ)

A 健康保険証、年金手帳、高齢受給者証、介護保険被保険者証など、国又は地方公共団体の機関が発行したもの

B 社員証・学生証(顔写真付)など、国又は地方公共団体の機関以外で発行したもの、もしくは、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど(取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの)

該当するものについて提出が必要になるもの

○ 東京圏に在住し、東京23区内に通勤・通学していた方

ア 移住前の就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類
(例 在籍期間等証明書【第2-1号様式】・離職票 等)

イ 移住前の在学期間を確認できる書類
(例 卒業証明書 等)

○ マatchingサイトを通じた就業

就業証明書(移住支援金の申請用)【第2-2号様式】

○ 起業

山梨県起業支援金交付決定通知書

○ テレワーク

就業証明書(移住支援金の申請用)【第2-3号様式】

※ 個人事業主、会社代表者の場合は、会社の登記簿に加え、テレワークを継続していることがわかる資料を追加で提出いただく場合があります。詳しくはお問合せください。

ここに記載されたもの以外にも書類の提出をお願いする場合があります

甲府市移住支援金交付までの流れ

甲府市へ相談(電話、窓口、メール)

甲府市移住支援金の交付要件を確認し、請求前の事前相談をしてください

来庁または郵送による交付申請手続き

甲府市移住支援金交付申請書(第1号様式)及び必要書類を提出してください

甲府市転入後
即日申請可能です!

審査

約1~2か月かかります

交付決定通知書を甲府市から送付

甲府市移住支援金請求書(第5号様式)を同封します

交付の請求

甲府市移住支援金請求書(第5号様式)と振込先の口座が確認できる書類(通帳のコピー等)を提出してください

移住支援金の交付

交付の請求があってから、約1カ月で振込をします